

第2号様式

交通捜査代行員の指定について（概要）

（令和2年3月18日 鹿交指第43号）

本通達は、交通捜査体制の強化を図り、交通事故事件発生時の初動措置の段階から交通事故事件捜査に精通した捜査員をして、的確な捜査活動を推進するため、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 交通捜査活動に代行員が必要な場合
- 代行員の指定
- 代行員の運用
- 運用上の配意事項

等である。